

## 国営地域防災対策一体型かんがい排水事業（公共） 【国営かんがい排水事業 117, 918(105, 333) 百万円の内数】

### 対策のポイント

農業水利施設の整備に当たり、他動的要因により機能低下が著しい農業用の排水施設や農業用ダム等の機能を一体的に回復することにより、農業生産性の維持・向上と地域の防災・減災力の向上を一体的に推進します。

### <背景／課題>

- ・農業水利施設は、農業生産に不可欠な基本インフラであり、公益的な機能を有していることから、適時適切な更新等の整備を行っていく必要があります。
- ・近年、気候変動に伴う集中豪雨等の異常気象の増加等から、農村地域においても湛水被害等の自然災害やダムへ流入する土砂の増加が懸念されており、農地のみならず家屋・公共施設等の浸水被害やダムの貯水機能や操作性の低下等も懸念されるなど、地域の防災対策が求められています。
- ・農業用の排水施設や農業用ダム等は、防災施設としての役割も担うことから、このような公益的な機能の最大限の活用を図っていく必要があります。

### 政策目標

- 国営造成施設の機能診断済み割合 約6割(平成22年度)→約9割(平成28年度)
- 機能診断に基づく適時適切な更新等を通じ、安定的な用水供給と良好な排水条件を確保

### <主な内容>（下線部は拡充内容）

農業水利施設の整備に当たり、流域開発等の他動的要因により機能低下が著しい農業用の排水施設や、異常な天然現象が要因の堆砂による機能低下が著しい農業用ダム等の機能を一体的に回復することにより、農業生産性の維持・向上と地域の防災・減災力の向上を一体的に推進します。

### <採択要件>

- ①受益面積 3,000ha以上（畑にあっては1,000ha以上）
- ②末端支配面積 500ha以上（畑にあっては100ha以上）  
(流域開発、地盤沈下等の他動的要因により、機能がおおむね30%以上低下している農業用の排水施設及び当該施設に関連する施設については、末端支配面積300ha以上、異常な天然現象による機能低下が著しい農業用ダム等については末端支配面積3,000ha以上)
- ③排水施設を対象に同施設を活用した豪雨前の事前排水や施設情報の地域における共有化、農業用ダム等への土砂流入抑制対策の取組等を内容とする地域防災連携強化計画を策定すること。

〔 国費率（基本）：農林水産省 2／3、北海道・離島 75%、沖縄・奄美 90% 事業実施主体：国 〕

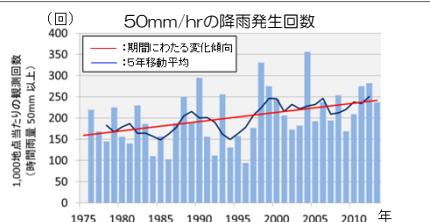
[お問い合わせ先：農村振興局水資源課 (03-6744-2206)]

# 国営地域防災対策一体型かんがい排水事業[拡充]

## 背景

- 農業水利施設は、農業生産に不可欠な基本インフラであり、公益的な機能を有していることから、適時適切な更新等の整備を行っていく必要があります。
- 近年、気候変動に伴う集中豪雨等の異常気象の増加等から、農村地域においても湛水被害等の自然災害やダムへ流入する土砂の増加が懸念されており、農地のみならず家屋・公共施設等の浸水被害やダムの貯水機能や操作性の低下等も懸念されるなど、地域の防災対策が求められています。
- 農業用の排水施設や農業用ダム等は、防災施設としての役割も担うことから、このような公益的な機能の最大限の活用を図っていく必要があります。

気候変動に伴う集中豪雨等の異常気象が増加し、時間雨量50mm以上の発生頻度は増加傾向。  
これにより、都市化・混住化が進む農村部では、農地のみならず宅地・公共施設の湛水・浸水被害も懸念。



## 事業内容

農業水利施設の整備に当たり、流域開発等の他動的要因により機能低下が著しい農業用の排水施設や、異常な天然現象が要因の堆砂による機能低下が著しい農業用ダム等の機能を一體的に回復することにより、農業生産性の維持・向上と地域の防災・減災力の向上を一體的に推進。



## 老朽化・機能向上対策と地域防災対策を一體的に実施

### 老朽化・機能向上対策

- 内容
  - ・農業用排水施設の新設又は変更（老朽化対策や機能向上対策等）

〔 国営かんがい排水事業  
国営施設機能保全事業  
国営施設応急対策事業 〕  
に同じ

- 末端支配面積：500ha以上



### 地域防災対策

- 内容
  - ・流域開発、地盤沈下等の他動的要因により、機能がおおむね30%以上低下している農業用の排水施設及び当該施設に関連する施設  
(国営総合農地防災事業に同じ)  
(末端支配面積：300ha以上)
  - ・異常な天然現象による機能低下が著しい農業用ダム等  
(国営総合農地防災事業に同じ)  
(末端支配面積：3,000ha以上)
- ・地域防災連携強化計画を策定



※下線部が拡充内容

## 国営農地再編整備事業（公共）

【17,648（22,937）百万円】

### 対策のポイント

広域的な農地の大区画化や排水改良を行い、担い手への農地集積・集約化や耕作放棄地の発生防止・解消を図ります。

### <背景／課題>

- ・我が国農業の競争力を強化するためには、担い手への農地集積・集約化や高収益作物の導入等を推進することが重要です。
- ・一方、農地の整備が立ち遅れている地域では、ほ場条件の悪さから農地集積が円滑に進まず、高齢農家の離農等により耕作放棄が広域的に進行するおそれがあります。

### 政策目標

担い手が利用する面積が今後10年間（平成35年度まで）で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進

### <主な内容>

#### 1. 国営緊急農地再編整備事業

- ・基幹事業：区画整理
- ・併せ行う事業：農業用排水施設整備、ため池等整備、農地保全整備、暗きよ排水、客土、農用地の改良又は保全  
(採択要件)
  - ・耕作放棄地及び耕作放棄のおそれがある農地が一定割合（10%）以上
  - ・目標年度までに以下の①又は②の農地集積条件を満たすこと
    - ①農地集積率50%以上かつ集積増加率30%以上
    - ②農地集積率80%以上かつ集積対象となる経営体の規模が平均20ha以上
  - ・受益面積が400ha以上（但し、基幹事業200ha以上） 等

#### 2. 国営農地再編整備事業（中山間地域型）

- ・基幹事業：区画整理、開畑（水田転換を含む）、ため池等整備、農地保全整備
- ・併せ行う事業：農業用排水施設整備  
(採択要件)
  - ・中山間地域等であること
  - ・基幹事業の受益面積が400ha以上（但し、区画整理及び開畑で2／3以上） 等

〔国庫負担率：内地2／3、北海道75%  
事業実施主体：国〕

[お問い合わせ先：農村振興局農地資源課 （03-6744-2207）]

## 国営総合農地防災事業（公共）

【25,853（22,392）百万円】

（平成27年度補正予算 300百万円）

### 対策のポイント

自然的・社会的な状況の変化に起因した農用地・農業用施設の機能低下や災害発生のおそれに対処するために、農業用排水施設等を整備し、施設の機能回復や災害の未然防止を図ります。

### <背景／課題>

- ・近年、大規模な地震や集中豪雨が頻発しており、今後も多くの災害の発生が危惧されています。
- ・また、農村の都市化・混住化や流域開発による農用地への湛水被害の増大、生活雑排水の流入による農業用水の水質汚濁、地下水の汲み上げによる地盤沈下等が発生しています。
- ・これらを踏まえ、機能低下した農業用排水施設の機能回復や耐震対策等の防災対策を強化して推進する必要があります。

### 政策目標

湛水被害等の災害のおそれの解消 約10万ha以上（平成28年度）

### <主な内容>

湛水被害や水質汚濁、地盤沈下による障害などに対応し、施設の機能回復や災害の未然防止を図るため、ダム、頭首工、幹線用排水路、排水機場等の整備を行います。

（採択要件）

- |              |           |
|--------------|-----------|
| ① 受益面積（基本）   | 3,000ha以上 |
| ② 末端支配面積（基本） | 300ha以上   |

〔国費率：農林水産省2／3、北海道3／4  
事業実施主体：国〕

[お問い合わせ先：農村振興局防災課（03-3502-6430）]

## 農業競争力強化基盤整備事業（公共）

【36,470（34,074）百万円】

### 対策のポイント

農地の大区画化や排水対策、農業水利施設の整備等を行うとともに、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化等を推進します。

### <背景／課題>

- ・我が国農業の競争力を強化するためには、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化等を推進することが重要です。
- ・このため、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化などの政策課題に応じた農地や農業水利施設の整備を、農地中間管理機構とも連携しつつ実施します。

### 政策目標

担い手が利用する面積が今後10年間（平成35年度まで）で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進

### <主な内容>（下線部は拡充内容）

国営事業等によって形成された大規模農業地区、担い手への農地集積・集約化に取り組む地区、または農業の高付加価値化等に取り組む地区を対象として、以下の農地・農業水利施設の整備を実施します。

#### 1. 農地整備

##### 【主な工種】

- ・区画整理、暗渠排水、土層改良、農業用用排水施設整備等

##### 【主な採択要件】

- ・受益面積:20ha以上（中山間地域は10ha以上（中山間地域型, 畠地帯担い手育成型））
- ・担い手への農地集積率50%以上 等

##### 【主な附帯事業】

- ・農業経営高度化促進事業（促進費）

都道府県営農地整備事業及び国営農地再編整備事業の実施地区において、事業完了後の中心経営体への農地集積率に応じて事業費の最大12.5%を交付

#### 2. 草地畜産基盤整備

##### 【主な工種】

- ・草地の区画整理、暗渠排水等

##### 【主な採択要件】

- ・受益面積:200ha以上（中山間地域は100ha以上） 等

#### 3. 水利施設整備

##### 【主な工種】

- ・農業用用排水施設整備等

##### 【主な採択要件】

- ・受益面積:200ha以上 等

補助率：1／2等  
事業実施主体：都道府県等

#### お問い合わせ先

1の事業 農村振興局農地資源課 (03-6744-2208)

2の事業 生産局飼料課 (03-6744-2399)

3の事業 農村振興局水資源課 (03-3502-6246)

# 農業競争力強化基盤整備事業（拡充）

- 我が国農業の競争力を強化するために、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化等を推進するこことにより、農業の構造改革を図ることが不可欠。
- 大区画化・汎用化等の農地整備については、農地中間管理機構とも連携して推進。

## 1. 事業内容

### ①調査計画

工 種：計画策定 等  
(農地整備計画の助成期間：2年)  
補 助 率：1／2

### ②整備事業

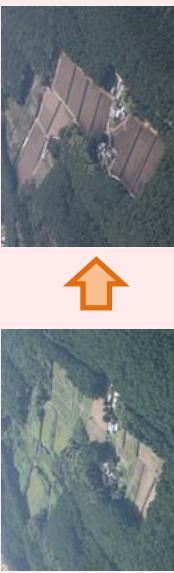
#### ③農地整備事業

附帯事業：中心経営体農地集積促進事業  
(限度額：事業費の12.5%)  
等  
工 種：草地畜産基盤整備事業  
水利施設整備事業  
補 助 率：1／2等



#### 烟地帯担い手育成型

中山間地域における烟地帯の基盤整備を推進するため、面積要件を20ha以上から10ha以上に緩和。  
中山間地域において、担い手の農地集積・集約化、高付加価値化を推進



中心経営体 集積率	都道府県営農地整備事業		国営農地再編整備事業	
	助成割合	集約化加算※	助成割合	集約化加算※
85%以上	8.5%	+4.0%(計12.5%)	2.2%	+1.0%(計3.2%)
75～85%	7.5%	+3.0%(計10.5%)	1.9%	+0.8%(計2.7%)
65～75%	6.5%	+2.0%(計8.5%)	1.7%	+0.5%(計2.2%)
55～65%	5.5%	+1.0%(計6.5%)	1.4%	+0.3%(計1.7%)

※中心経営体に集積する農地面積の80%以上を集約化(面的集積)する場合

## 2. 実施要件

- ① 農地整備：受益面積20ha以上(中山間地域においては10ha以上(中山間地域型、畑地帶担い手育成型))  
等
- ② 草地畜産基盤整備：受益面積200ha以上(中山間地域は100ha以上) 等
- ③ 水利施設整備：受益面積200ha以上 等

## 3. 実施主体

- ・都道府県 等

下線部は拡充内容

## 農業基盤整備促進事業（公共）

【6,079（22,520）百万円】

### 対策のポイント

畦畔除去等による区画拡大や暗渠排水等の農地の整備、老朽施設の更新等の農業水利施設等の整備を地域の実情に応じて実施します。

### <背景／課題>

- ・我が国農業の競争力を強化するためには、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備により、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化等を推進することが重要です。
- ・その際、既に区画が整備されている農地の畦畔除去等による区画拡大や暗渠排水整備については、農業者の自力施工も活用し、安価かつ迅速に推進することが必要です。

### 政策目標

担い手が利用する面積が今後10年間（平成35年度まで）で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進

### <主な内容>

#### 1. きめ細かな基盤整備（定率助成）

農地・農業水利施設の整備をきめ細かく実施

- (1) 農地、農業水利施設、農作業道等の整備
- (2) 権利関係、農家意向、農地集積、基盤整備等に関する調査・調整

#### 2. 整備済み農地の簡易な整備（定額助成）

農業者の自力施工も活用した農地の区画拡大や暗渠管の設置といった簡易な整備を実施

- (1) 農地（田・畑）の簡易な区画拡大：10万円/10a  
(水路の管水路化等を伴う場合、20万円/10a)
- (2) 標準的な暗渠排水（本暗渠管の間隔10m以下）：15万円/10a
- (3) 湧水処理：15万円/100m
- (4) 末端の畠地かんがい施設整備：20万円/10a（樹園地の場合30万円/10a）
- (5) 客土：10万円/10a（層厚10cm以上）
- (6) 除礫：20万円/10a（深度30cm以上）

※中心経営体に集約化（面的集積）する農地については、定額助成の単価を2割加算

補助率：定額、1／2等  
事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区、農地中間管理機構等

[お問い合わせ先：農村振興局農地資源課 （03-6744-2208）]

- 我が国農業の競争力を強化するためにには、畠地の大区画化・汎用化や畑地かんがい施設等の基盤整備により、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化等を図ることが重要。
- その際、既に区画が整備されている農地の畦畔除去等による区画拡大、暗渠排水、客土や除礫等の簡易な整備については、農業者の自力施工も活用し、安価かつ迅速に実施することが有効。
- このため、農地中間管理機構とも連携しつつ、きめ細かな農地・農業水利施設の整備を推進。

## 1. 事業内容

### ①きめ細かな基盤整備(定率助成)

- ・基盤整備 [ 農業用排水施設、暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道、農用地の保全 ]
- ・調査調整 [ 権利関係、農家意向、農地集積、基盤整備等にに関する調査・調整 ]
- ・補助率: 50% 等



老朽化した水路の整備



農作業道の整備

### ②整済み農地の簡易な整備(定額助成)

工種	助成単価	備考
田・畠の区画拡大	10万円/10a (20万円/10a)	()は水路の変更(管水路化等)を伴う場合
暗渠排水	15万円/100m	
湧水処理	15万円/100m	
末端の畠地かんがい施設整備	20万円/10a (30万円/10a)	()は樹園地の場合
客土	10万円/10a	層厚10cm以上
除礫	20万円/10a	深度30cm以上

※ 中心経営体に一定規模以上集約化(面的集積)する農地については、定額助成単価を2割加算



区画拡大前



畦畔除去



区画拡大後

## 2. 実施要件

- ① 農業競争力の強化に向けた取組を行う地域
- ② 総事業費200万円以上
- ③ 受益者数2者以上
- ④ 受益面積5ha以上

## 3. 實施主体

- ・都道府県
- ・市町村
- ・土地改良区、農業協同組合、農地中間管理機構 等

## 農業水利施設保全合理化事業（公共）

【6,865（4,461）百万円】

### 対策のポイント

水利用の効率化・水管理の省力化、水利施設の長寿命化を図り、農業の競争力を強化します。

### <背景／課題>

- ・我が国農業の競争力を強化するため、担い手への農地集積、作物生産及び維持管理コストの低減等を推進する必要があります。
- ・しかし、老朽化した旧来の水利システムでは、水管理労力が重荷となり、担い手への農地集積に支障が生じています。
- ・また、老朽化に起因する突発事故により、農業被害のみならず、住宅・公共施設への二次被害を及ぼすリスクが高まっています。
- ・このため、老朽施設の機能診断・補修や水路のパイプライン化等の保全・合理化整備等を実施し、水利用・水管理の効率化・省力化、水利施設の安全性の向上により、農業の競争力を強化します。

### 政策目標

担い手が利用する面積が今後10年間（平成35年まで）で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進

### <主な内容>（下線部は拡充内容）

#### 1. 農業水利施設等整備事業

農業水利施設の補修・更新等の保全整備、水路のパイプライン化やゲートの自動化、また併せて行う区画整理等の合理化整備等を支援します。

#### 2. 農地集積促進事業

土地の利用調整、農地集積に必要な調査・調整活動等を支援します。

#### 3. 水利用再編促進事業

既存施設を効率的に活用するための調査・計画策定等を支援します。

補助率：1／2、定額等  
事業実施主体：都道府県等  
採択期間：平成30年度まで

[お問い合わせ先：農村振興局水資源課 （03-3502-6246）]

# 【拡充】事業化合理化施設保全農業水利

- 我が国農業の競争力を強化するため、担い手への農地集積、作物生産及び維持管理コストの低減等の推進が必要。
  - しかし、老朽化した旧来の水利システムでは水管理労力が重荷となり、担い手への農地集積に支障。また、老朽化に起因する突発事故により、農業被害のみならず、住宅・公共施設への二次被害のリスクが向上。
  - このため、老朽施設の機能診断・補修や水路のパイプライン化等の保全・合理化整備等を実施し、水利用・水管理の効率化・省力化、水利施設の安全性の向上により農業競争力を強化。



## 水利施設整備事業（農地集積促進型）（公共）

【606（606）百万円】

### 対策のポイント

既存の施設を活用しつつパイプライン化やＩＣＴ化等の整備を行うことにより、徹底した水管理の省力化を図ります。

### <背景／課題>

- ・我が国農業の競争力を強化し成長産業として発展させていくためには、消費者ニーズに的確に対応できる優れた経営感覚を備えた担い手の経営規模拡大を図ることが重要です。
- ・一方、開水路でかつ多くの給水口を有する従来型の水利システムは、担い手の規模拡大や生産性向上の制約要因となっており、担い手の水管理労力の軽減や、営農の変化に対応した適切かつ合理的な水配分を実現することが不可欠です。
- ・このため、農地集積が一定のレベルに達している地区を対象に、既存の農業用排水施設を活用しつつ、徹底した水管理の省力化を図る水利システムを整備することにより、高いレベルの農地集積・集約を図ります。

### 政策目標

担い手が利用する面積が今後10年間（平成35年度まで）で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進

### <主な内容>

#### 1. 農業水利施設等整備事業

水路のパイプライン化、水管理のＩＣＴ化、ゲートの自動化等の水管理の省力化整備等への支援。

##### 【採択要件】

- ・担い手への農地集積率 50%以上
- ・受益面積 20ha以上
- ・末端支配面積 5 ha以上 等

#### 2. 主な附帯事業

##### ・中心経営体農地集積促進事業（促進費）

都道府県、市町村、土地改良区が事業実施主体となり、国営水利システム再編事業（農地集積促進型）及び水利施設整備事業（農地集積促進型）の実施地区を対象とし、中心経営体への農地集積率に応じて事業費の最大8.5%（最大12.5%※）を交付。

※中心経営体に集積する農地面積の80%以上を集約化（面的集積）する場合

補助率：1／2等  
事業実施主体：都道府県等

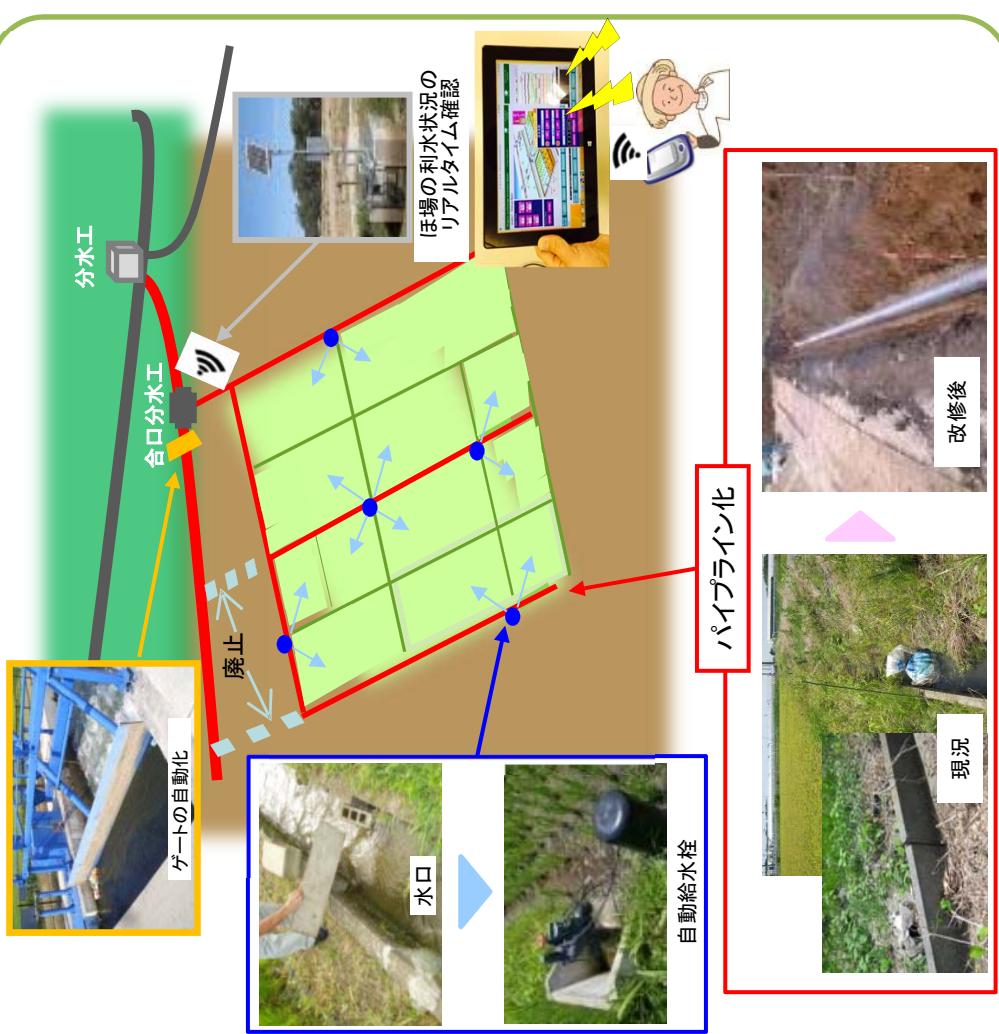
[お問い合わせ先：農振興局水資源課 （03-3502-6246）]

## 水利施設整備事業（農地集積促進型）

- 我が国農業の競争力を強化するためには、優れた経営感覚を備えた手の経営規模拡大を図ることが重要。
- 一方、開水路でかつ多くの給水口を有する従来型の水利システムは、担い手の規模拡大や生産性向上の制約要因となつており、担い手の水管理労力の軽減や適切かつ合理的な水配分を実現することが必要。
- このため、農地集積が一定のレベルに達している地区を対象に、既存の施設を活用しつつ、徹底した水管理の省力化を図る水利システムを整備することにより、高いレベルの農地集積・集約を推進。

### 1. 農業水利施設等整備事業

工種:パイプライン化、水管管理のICT化等の省力化整備等  
実施要件:(1) 農地集積率50%以上  
(2) 受益面積20ha以上  
(3) 末端支配面積5ha以上 等  
実施主体:都道府県  
補助率:1／2等



### 2. 主な附帯事業

附帯事業:中心経営体農地集積促進事業  
対象事業:国営水利システム再編事業(農地集積促進型)  
水利施設整備事業(農地集積促進型)  
実施主体:都道府県、市町村、土地改良区  
補助率:1／2等  
助成割合:

中心経営体 集積率	国営水利システム再編事業(農地集積促進型)		水利施設整備事業(農地集積促進型)	
	助成割合	集約化加算*	助成割合	集約化加算*
85%以上	8. 5%	+1. 9%(計10. 4%)	8. 5%	+4. 0%(計12. 5%)
75~85%	7. 5%	+1. 6%(計 9. 1%)	7. 5%	+3. 0%(計10. 5%)
65~75%	6. 5%	+1. 3%(計 7. 8%)	6. 5%	+2. 0%(計 8. 5%)
55~65%	5. 5%	+1. 0%(計 6. 5%)	5. 5%	+1. 0%(計 6. 5%)

\*中心経営体に集積する農地面積の80%以上を集約化(面的集積)する場合。

## 農村地域防災減災事業（公共）

【50,768（28,015）百万円】

（平成27年度補正予算 4,000百万円）

### 対策のポイント

地震・集中豪雨等による災害を防止し、農村地域の防災力の向上を図るための総合的な防災・減災対策を実施します。

### <背景／課題>

- ・安定的な農業経営や安全・安心な農村生活を実現するためには、農業用施設の整備状況や利用状況等を把握し、農村地域全体における災害対策上の課題を整理した上で、**地域の実情に即した整備を実施することが重要です。**
- ・また、全国各地で発生するおそれのある多様な災害に対して、緊急性や重要性の観点から**優先度に応じて事業を推進する必要があります。**
- ・このため、総合的な防災減災計画に基づき対策を実施し、効果的に農業生産の維持や農業経営の安定、環境保全を図り、災害に強い農村づくりを推進します。

### 政策目標

- 湛水被害等の災害のおそれの解消 約10万ha以上（平成28年度）
- 決壊すると多大な影響を与えるため池のうち、ハザードマップ作成等ソフト対策を実施した割合（4割（平成26年度）→10割（平成32年度））

### <主な内容>（下線部は平成28年度予算における拡充内容）

#### 1. 防災・減災対策にかかる計画の策定

農村地域の防災・減災対策にかかる計画の策定と、そのために必要な耐震性等の調査等（二次災害が予想される施設の調査計画については定額助成（平成30年度まで））

#### 2. 農業用施設等の整備

- (1) 自然的、社会的要因で生じた農業用施設等の機能低下の回復や災害の未然防止を図るための整備（ため池整備（防災重点ため池の豪雨対策、地震対策等）、ため池の廃止、湛水防除、地すべり対策、農村防災施設の整備、施設の耐震整備等）
- (2) 施設の防災機能を適切に維持するための長寿命化対策の実施

#### 3. ため池群を活用した防災・減災対策

防災重点ため池を含む複数のため池を対象に、決壊防止と併せ洪水調節機能などの向上に資する

- (1) 調査、計画策定等（平成30年度まで定額助成）
- (2) 堤体の改修や補強、しゅんせつ、附帯施設の整備等
- (3) 監視・管理体制の見直し

補助率：1／2、55%、定額等  
事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区等

[お問い合わせ先：農村振興局防災課 （03-6744-2210）]

# 農村地域防災減災事業（拡充）

下線部は平成28年度予算における拡充内容

- 農村地域の総合的な防災減災計画に基づき、優先順位に応じて各種防災・減災対策を一體的に推進。
- 二次被害が予想される施設の耐震照査等を定額助成。（平成30年度まで）
- 複数のため池からなるため池群を対象に、決壊防止と併せ洪水調節機能や土砂流出防止機能など向上に資する堤体の改修や補強、しゅんせつ等を行なう。

## 1. 事業内容

### ① 計画の策定

内 容：耐震照査、  
計画策定等  
補助率：1／2、定額



ため池堤体の調査

### ② 農業用施設等の整備

内 容：ため池整備（防災重点ため池の豪雨対策、  
地震対策等）、湛水防除、地すべり対策等  
補助率：1／2、55%

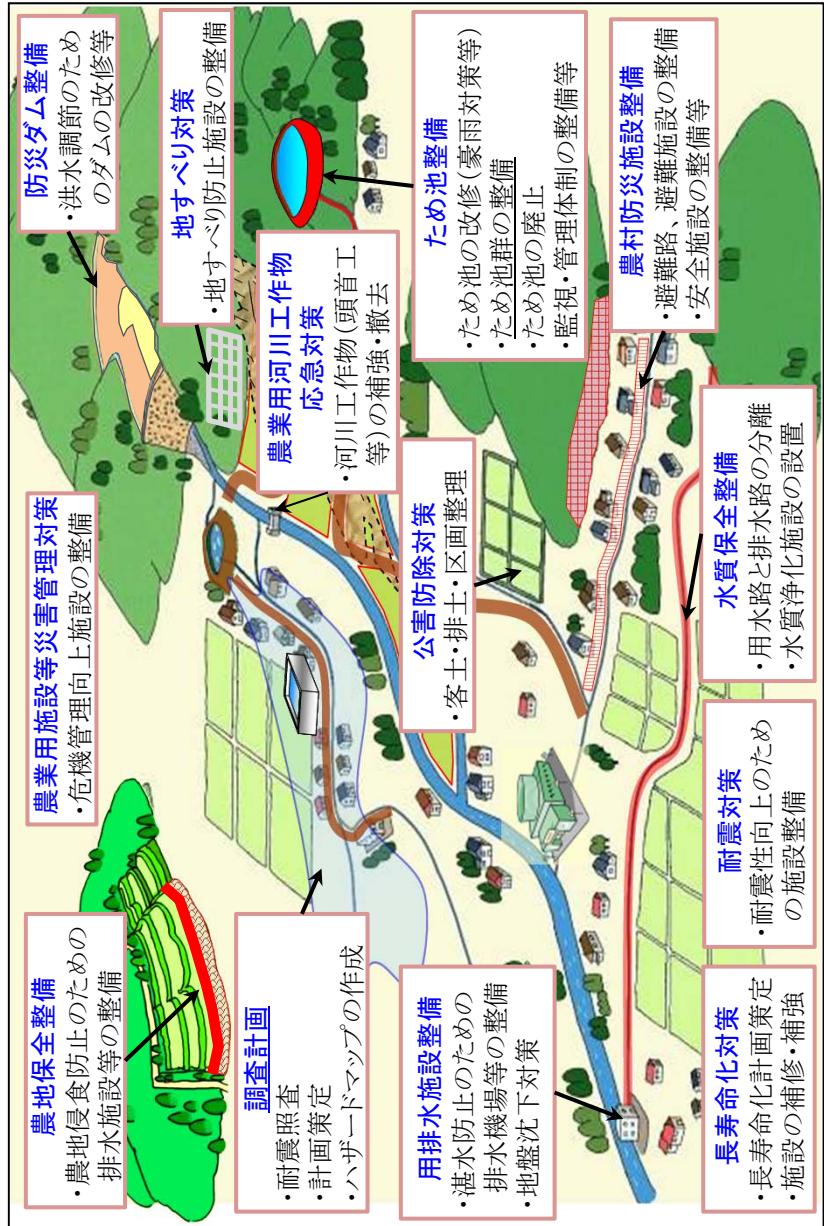


### ③ ため池群を活用した防災・減災対策

内 容：決壊防止と併せ洪水調節機能などの向上に  
資する堤体の改修等  
補助率：1／2、55%、定額等  
堤体の改修



## 1. 総合的な防災減災計画に基づき、優先順位に応じて以下の防災・減災対策を推進



## 2. 実施要件

- ① 農村地域防災減災総合計画に位置付けられていること
- ② ため池整備（防災重点ため池の豪雨対策、地震対策の場合）は受益面積2ha以上、湛水防除は受益面積30ha以上 等
- ③ ため池群を活用した防災・減災対策においては、防災重点ため池を含むため池2か所以上を対象とするものであって、受益面積の合計が10ha以上であること 等

## 3. 実施主体

- ・都道府県
- ・市町村
- ・土地改良区等

## ため池群を活用した防災・減災対策の推進 一農村地域防災減災事業（拡充）一

### 1. 趣 旨

近年、豪雨や大規模地震により多くのため池が被災し、農用地や農業用施設のみならず、下流の住宅や公共施設にも被害が及んでおり、将来的には、南海トラフ地震などの大規模地震の発生や気候変動の影響による豪雨の激甚化も懸念されている。

このため、平成25年度、26年度に実施した農業用ため池の一斉点検の結果を踏まえ、下流に住宅や公共施設等があり施設が決壊した場合に影響を与えるおそれがある等の防災重点ため池の防災・減災対策を加速化するため、複数ため池を対象に決壊の防止と併せ洪水調節機能や土砂流出防止機能などの向上に資するため池の改修や補強、しゅんせつ等を総合的に実施することにより、災害の未然防止を図る。

### 2. 事業内容等

#### （1）事業内容

##### ① 調査計画事業

ため池の持つ洪水調節機能などの評価に必要な調査、整備計画策定に必要な調査等

##### ② ため池群整備工事

ため池の決壊防止と併せ洪水調節機能などの向上に資する堤体の改修や補強、しゅんせつ、附帯施設の整備等

##### ③ ため池群管理体制整備事業

ため池群整備工事と一体的に行う管理体制の見直しに必要な研修の開催、管理計画の策定等

#### （2）採択要件

##### ① 防災重点ため池を含む2か所以上の農業用ため池を対象とするもの

##### ② 農業用ため池の受益面積の合計が10ヘクタール以上

##### ③ 農業用ため池の防災受益面積の合計が20ヘクタール以上又は想定被害額（農外）の合計が1億円以上

ただし、調査計画事業にあっては、①及び②の要件のみとする。

### 3. 事業実施主体等

#### （1）事業実施主体

##### ① 調査計画事業、ため池群管理体制整備事業：都道府県、市町村等

##### ② ため池群整備工事：都道府県

#### （2）補 助 率

##### ① 調査計画事業：定額（平成30年度まで）

##### ② ため池群整備工事、ため池群管理体制整備事業：1／2、55%等

### 4. 平成28年度予算額（平成27年度予算額）

農村地域防災減災事業 50,768（28,015）百万円の内数

[お問い合わせ先：農村振興局防災課 （03-6744-2210）]

## 土地改良区体制強化事業（公共）[新規]

【423（一）百万円】

### 対策のポイント

土地改良区が主体的に取り組む組織運営基盤・事業実施体制の強化を集中的に支援します。

### <背景／課題>

- ・ 土地改良区は、農業水利施設の管理や農業生産基盤の整備を通じた農地利用集積を推進する中心的役割を担う団体であり、その機能と役割が十分発揮されることが期待されています。
- ・ 一方で、農業・農村の構造の変化や組合員のコスト意識の高まりが見られるとともに、土地改良区の組織運営や土地改良施設・受益農地の管理が複雑化・高度化している状況がみられます。
- ・ このような中、土地改良区自らが主体的に将来の在り方を検討するなどの自助努力により、計画的な視点に立った土地改良区の組織運営基盤・事業実施体制の強化を図る必要があります。

### 政策目標

- 土地改良区の機能や役割が効率的・効果的に発揮できるよう土地改良区の組織運営基盤・事業実施体制を強化
- 専任職員不在の土地改良区を今後10年間（平成37年度まで）で解消

### <主な内容>

- ・ 合併等による組織運営基盤の強化や技術向上等による事業実施体制の強化に取り組む土地改良区に対して、次の事項について集中的に支援を行います。

1. 施設・財務管理強化対策（施設の診断・管理指導、複式簿記会計の指導等）
2. 受益農地管理強化対策（換地業務に係る現地指導、財産管理制度の活用推進等）
3. 統合整備強化対策（土地改良区の統合整備等）
4. 研修・人材育成

補助率：定額、1／2  
事業実施主体：土地改良区、都道府県土地改良事業団体連合会  
都道府県、民間団体（公募）

### お問い合わせ先：

- |        |                           |
|--------|---------------------------|
| 1～3の事業 | 農振興局土地改良企画課（03-3502-6006） |
| 4の事業   | 農振興局土地改良企画課（03-3502-6006） |
|        | 農振興局設計課（03-3591-5798）     |
|        | 農振興局水資源課（03-6744-1363）    |

## 土地改良施設維持管理適正化事業（公共）

【3,297（3,297）百万円】

### 対策のポイント

農業水利施設の定期的な整備補修等に対し国が助成することによって、社会的資産である施設の管理の適正化を図ります。

### <背景／課題>

- ・農業水利施設については、その機能を最も効率的かつ経済的に維持するため、既存の施設の有効活用・長寿命化とともに、効率的な更新整備や保全管理の充実を図ることが必要です。
- ・土地改良施設維持管理適正化事業は、土地改良区等施設管理者が定期的な整備補修を行うこととして、一定期間資金を拠出しあって対象施設の整備補修を実施するものです。

### 政策目標

農業水利施設に対する管理意識の昂揚を図りつつ、適期的確な整備補修による施設の機能の保持と耐用年数を確保

### <主な内容>

#### 農業水利施設の機能の保持のため必要となる整備補修の実施

- (1) 施設の機能保持のため必要となる整備補修（オーバーホール、塗装等）や望ましい生産構造の実現に資するための整備改善（揚水機の変速機の設置等）を実施します。
- (2) 予測し得ない事故や施設の老朽化等の理由により緊急に必要となる整備補修も実施することができます（緊急整備補修）。

事業主体：全国土地改良事業団体連合会  
補助率：資金造成額の1／3（事業費の30%）  
事業実施主体：土地改良区、土地改良区連合等

[お問い合わせ先：農村振興局土地改良企画課 （03-3502-6006）]